

箱根ジオパーク学術研究助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根ジオパーク学術研究助成に関して必要な事項を定める。

(助成目的)

第2条 この助成は、箱根ジオパークのフィールドを対象とした人文・社会・自然科学分野の研究について支援を行い、学術成果の蓄積を図り、箱根ジオパークにおいて研究成果を還元し、箱根ジオパークのさらなる発展に寄与することを目的とする。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象は、大学、研究機関又は教育機関に所属する大学生、大学院生、研究者又は教育者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象外とする。

- (1) 箱根ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に所属する機関の者
- (2) 同一年度内にこの要綱により助成金の交付を受けている者

(助成金額)

第4条 助成金額は、申請書に基づく研究の実施に必要と認められるものについて、10万円～30万円の範囲で交付する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、協議会事務局が指定する期日までに、箱根ジオパーク学術研究助成申請書（様式第1号）を協議会会長に提出するものとする。

(助成金の交付決定等)

第6条 協議会会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、内容を審査して、助成の採否を決定する。

2 助成の審査は、協議会の幹事会で行い、箱根ジオパーク学術研究助成採否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

3 助成の採択件数は、単年度当たり3件を上限とする。

(助成金の交付)

第7条 助成金の交付は、年度当初に行われる協議会総会において、当該年度の予算が承認された後に、採択者に交付するものとする。

2 助成金は、奨学寄附金、委任経理金等の形態で機関に預託する。所属機関に預託ができない場合は、銀行等の金融機関に専用の口座を開設し一括交付するものとする。

(事業の変更・廃止)

第8条 第6条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、予算計画書の勘定科目金額の50%を上限として、協議会会長の承認を受けたうえで予算執行の変更をすることができる。

2 交付決定者が事業内容を中止し、又は廃止しようとするときは、箱根ジオパーク学術研究助成廃止届(様式第3号)を協議会会長に提出しなければならない。

(助成金の返納)

第9条 協議会会長が前条第2項の規定による届出の内容が適当と認めたときは、交付決定者は、交付助成金を速やかに返納するものとする。

(助成金の執行・管理)

第 10 条 交付決定者は、助成金の執行にあつては、機関規定に従つて行うものとする。助成金の管理は、機関において経理責任者を定め、他の経理と区分した帳簿を備えて収入額及び支出額を記載するとともに、領収書を整理・保管して、助成金の使途を明らかにしなければならない。

2 第 7 条第 2 項後段の規定により、所属機関に助成金の預託をしない場合は、銀行等の金融機関に専用の口座を開設し一括経理するものとする。

(実績報告)

第 11 条 交付決定者は、助成期間が終了したときは、箱根ジオパーク学術研究助成成果報告書（様式第 4 号。以下「報告書」という。）及び箱根ジオパーク学術研究助成経理報告書（様式第 5 号）を、協議会会長宛てに提出するものとする。

2 第 7 条第 2 項後段の規定により、所属機関に助成金の預託をしない交付決定者については、領収書など支出の根拠となる書類も合わせて提出するものとする。

(成果発表)

第 12 条 前条第 1 項の規定により提出された報告書は、箱根ジオパークホームページに掲載するものとする。この場合において、当該報告書の掲載の時期は協議会が交付決定者に協議して決定するものとする。

2 交付決定者は、協議会が定める期日において、協議会が実施する発表会等で研究成果を発表するものとする。

3 前項の発表会等に係る交付決定者の旅費については、原則として協議会で負担するも

のとする。

4 交付決定者は、助成期間終了後 1 年以内に研究成果の発表を関連する分野の学会又は論文等出版物で行うものとし、その要旨、出版物等発表内容を示す資料を協議会に提出するものとする。

5 交付決定者は、助成金を使用して得た研究成果を活用しようとするときは、当該研究成果が助成金を使用して得たものであることを周知しなければならない。

(交付の取消し・助成金の返還)

第 13 条 協議会会長は、助成採択が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 研究実施計画及び予算計画に基づく研究以外の用途に使用したとき。

(3) 助成金交付に付した条件に違反したとき。

2 協議会会長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したときは、期限を定めて助成金の返還を請求するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付・執行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。